



熊本県公報

第12687号

平成30年1月12日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始……………(道路保全課) 1
- 道路の区域変更……………(〃) 2
- 道路の区域変更……………(〃) 2
- 道路の区域変更……………(〃) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(障がい者支援課) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止……………(〃) 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(高齢者支援課) 3
- 臨時種畜検査の実施……………(畜産課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(高齢者支援課) 4
- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定……………(自然保護課) 4
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(高齢者支援課) 4
- 熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の参加資格等……………(財産経営課) 4
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入
札の参加資格等……………(〃) 5
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入
札の参加資格等……………(〃) 5
- 機能性断熱塗料評価システムの賃貸借に係る一般競争入札の参加資格
等……………(産業支援課) 6
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 7
- 道路の区域変更……………(〃) 7
- 道路の区域変更……………(〃) 7

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更……………(農村計画課) 8
- 平成30年度及び31年度治山・林道事業測量設計等業務委託に係る
指名競争入札参加希望調査……………(技術管理課) 8
- 道路の位置の指定……………(建築課) 12
- 道路の位置の指定……………(〃) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(〃) 12
- 熊本県自治法派遣職員等宿舍(阿蘇地域)賃貸借に係る一般競争入札
落札者等について……………(財産経営課) 12
- 熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の実施……………(〃) 13
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入
札の実施……………(〃) 16
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入
札の実施……………(〃) 20
- 農用地利用配分計画の認可……………(農地・担い手支援課) 23
- 農用地利用配分計画の認可……………(〃) 24
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(〃) 24
- 機能性断熱塗料評価システムの賃貸借に係る一般競争入札の実施……………(産業支援課) 24

登 載 依 頼

- 公示送達……………(収用委員会) 28
- 公示送達……………(〃) 28
- 平成29年度熊本県献血推進協議会の開催について……………(県献血推進協議会) 28

告 示

熊本県告示第17号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	氷川八代線	八代郡氷川町大野字上松尾 468番1地先から 八代郡氷川町大野字本山 310番2地先まで	80.0	防交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成30年1月15日

熊本県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡和水町大字内田字津武路 1089番1地先から 玉名郡和水町大字内田字本村 2015番1地先まで	前	7.7 ～ 23.0	1048.0	やさ道 交1地
			後	9.4 ～ 23.0		

2 区域を変更する期日 平成30年1月12日

熊本県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字杉堂 1528番11地先から 同所 1566番1地先まで	前	15.1 ～ 18.9	40.4	災害復 旧
			後	15.3 ～ 31.8		

2 区域を変更する期日 平成30年1月12日

熊本県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧停車場線	阿蘇市狩尾字甲賀 559番5地先から 同所 558番3地先まで	前	8.9 ～ 9.2	73.8	災害復旧（仮設道の設置）
			後	8.9 ～ 9.2	73.8	
				5.9 ～ 8.9	76.1	

2 区域を変更する期日 平成30年1月12日

熊本県告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
きくちドライブスルー薬局 菊池市西寺1392番地1	平成30年1月1日
五日町薬局 人吉市五日町45番地	平成30年1月1日
ハッピー薬局 高道店 玉名市岱明町高道1195番地	平成30年1月1日

熊本県告示第22号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
発達支援事業所 しらぬい 八代市高小原町 1476	社会福祉法人しらぬい会 八代市高小原町15 07-1 坂田 四方治	平成30年 1月1日	4350200178	指定児童発達支援

熊本県告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ネオ	ネオ居宅介護支援事業所	阿蘇郡小国町大字北里1906番地1	平成30年 2月1日	居宅介護支援

熊本県告示第24号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96

号) 第2条第2項の規定により公表する。
平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 検査の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査の対象家畜
牛3頭
- 3 検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所
平成30年2月6日(火)	熊本県農業研究センター 合志市栄3801

熊本県告示第25号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社タガワ ブレース	デイサービスセンターミッキー	宇城市小川町南部田1555番地1	平成30年1月4日	通所介護

熊本県告示第26号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。
平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
一般社団法人熊本県猟友会
熊本市中央区新大江二丁目18番5号
上野 誠実

熊本県告示第27号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社フューチャー・バンク	居宅介護支援事業所 つくし	阿蘇郡高森町大字高森2151番地1	平成30年1月15日	居宅介護支援

熊本県告示第28号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県庁で使用する電気
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年1月26日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日（熊本県の休日を除く。）まで行う。

熊本県告示第29号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年1月26日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日（熊本県の休日を除く。）まで行う。

熊本県告示第30号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加

加する者に必要な資格等について告示する。
平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年1月26日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日（熊本県の休日を除く。）まで行う。

熊本県告示第31号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
機能性断熱塗料評価システム 1式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、有資格者として営業種目「リース・レンタル」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年1月24日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日（熊本県の休日を含める）（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字上陳字辻 541番5地先から 同所 407番13地先まで	前	22.2 ～ 23.5	18.2	災害復旧
			後	23.5 ～ 44.3		

2 区域を変更する期日 平成30年1月12日

熊本県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡益城町大字寺迫字日待 1199番1地先から 上益城郡益城町大字寺迫字小柳 1055番1地先まで	前	11.1 ～ 12.5	42.0	災害復旧（迂回路設置）
			後	11.1 ～ 12.5		
				9.5 ～ 12.5	45.1	

2 区域を変更する期日 平成30年1月12日

熊本県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字七滝字土高野 1835番1地先から 同所 1866番地先まで	前	4.3 ～ 21.2	127.1	災害復旧（迂回路の道路区域からの除外）
				6.3 ～ 10.1		
			後	6.3 ～ 10.1	127.1	

2 区域を変更する期日 平成30年1月12日

公 告

熊本県公告第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営南関東地区（梅葉諏訪工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営南関東地区（梅葉諏訪工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年1月15日から平成30年2月9日まで
- 縦覧場所
南関町役場

熊本県公告第26号

平成30年度及び平成31年度において熊本県農林水産部森林局が発注する測量、設計等業務委託に係る指名競争入札に参加を希望する者について、次のとおり調査を行う。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 対象者
平成30年度及び平成31年度の熊本県入札参加資格を有する者（熊本県土木部監理課登録）又は当該資格を有する見込みのある者であって、別表1又は別表2に定める技術者を有するもの
- 提出書類及び部数

	提出書類等	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務委託に係る指名競争入札参加希望調査申請書（別記第1号様式）	1部
2	技術者経歴書（別記第2号様式から4号様式まで）	1部
3	測量・設計等実績調書（別記第5号様式）	1部
4	資格の登録を証する書面の写し	1部
5	切手を貼付した返信用封筒	1部

- 提出方法
持参又は郵送（簡易書留によること。）
- 提出期限
平成30年2月16日（郵送の場合は、平成30年2月16日消印有効）
- 提出先
(1) 持参の場合 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階農林水産部農村振興局技術管理課
(2) 郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 農林水産部農村振興局技術管理課
- 結果通知
1の対象者に該当するか否かについては、平成30年3月31日までに文書で通知す

- る予定
 7 問合せ先
 熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 電話096-333-2467
 8 その他
 様式等については、県庁ホームページから入手できる。

別表1 技術者該当区分（治山事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者

(2) 設計・解析等調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上あるもの (2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上あるもの (3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「大学卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの (4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「専門学校卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下この表において「高等学校卒業者」という。）であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が32年以上あるもの
主任技師	設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算2年以上である者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるもの (2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるもの (3) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上あるもの (4) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの (5) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの

(3) 現場技術業務委託

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者 （技師A）	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が4年以上あるものに限る。）

	<p>(1) 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(2) 林業技士(森林土木部門)の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程(土木、農業土木又は林業の課程をいう。)を修めて卒業した者(以下この表において「大学卒業者」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上あるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程(土木、農業土木又は林業の課程をいう。)を修めて卒業した者(以下この表において「専門学校卒業者」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上あるもの</p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格(以下この表において「同等資格」という。)を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者(以下この表において「高等学校卒業者」という。)であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上あるもの</p>
現場技術員 (技師C)	<p>次の各号のいずれかに該当する者(森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が4年以上あるものに限る。)</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上あるもの</p> <p>(2) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(3) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるもの</p> <p>(4) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上あるもの</p>
現場技術員 (技術員)	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得した者</p> <p>(2) 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者</p>

別表2 技術者該当区分(林道事業関係)

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法(昭和24年法律第188号)第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者

(2) 設計・解析等調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<p>1 技術士(森林土木部門)の登録を受けた者</p> <p>2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士(森林土木部門)の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上あるもの</p> <p>(2) R C C M(森林土木部門)の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程(土木、農業土木又は林業の課程をいう。)を修めて卒業した者(以下この表において「大学卒業者」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校</p>

	<p>令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「専門学校卒業者」という。）であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの</p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下この表において「高等学校卒業者」という。）であつて、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が32年以上あるもの</p>
主任技師	<p>設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算2年以上である者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるもの</p> <p>(2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるもの</p> <p>(3) 大学卒業者であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上あるもの</p> <p>(4) 専門学校卒業者であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの</p> <p>(5) 高等学校卒業者であつて、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの</p>
(3) 現場技術業務委託	
技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者 (技師A)	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 委託する現場技術業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(2) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者であつて、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「大学卒業者」という。）であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上あるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「専門学校卒業者」という。）であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上あるもの</p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下この表において「高等学校卒業者」という。）であつて、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上あるもの</p>
現場技術員 (技師C)	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上あるもの</p> <p>(2) 大学卒業者であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(3) 専門学校卒業者であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるもの</p> <p>(4) 高等学校卒業者であつて、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上あるもの</p>

現場技術員
(技術員)

次の各号のいずれかに該当する者
(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得した者
(2) 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者

熊本県公告第27号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町曲野3101番地
- 2 築造者の氏名 小石義輝
- 3 道路の位置 宇城市松橋町曲野字橋川3059番4、同3059番5及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.30メートル
- 5 道路の延長 22.45メートル
- 6 指定年月日 平成29年12月14日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第146号

熊本県公告第28号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 水俣市丸島町2丁目19-31
- 2 築造者の氏名 江口肇
- 3 道路の位置 水俣市古城一丁目578番4、同579番6及び同578番6
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.20メートルまで
- 5 道路の延長 34.95メートル
- 6 指定年月日 平成29年12月22日
- 7 指定番号 熊本県指令南景建第17号

熊本県公告第29号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字平ノ窪2091番98
1,321.15平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋1927番1有高ビル101号
ランドハウジング株式会社

熊本県公告第30号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県自治法派遣職員等宿舎(阿蘇地域)賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務私学局財産経営課(熊本県庁行政棟本館2階)
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年8月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社システムハウスアールアンドシー九州支店
福岡県福岡市東区箱崎4-14-34 3F
- 5 落札金額
92,664,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札
7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成29年7月14日

熊本県公告第31号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県庁で使用する電気
- (2) 予定数量
9,993,512キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県庁で使用する電気仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 調達期間（供給期間）
平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで
- (7) 供給場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁舎
- (8) 契約の種類
単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている入札者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者、登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から平成30年1月26日（金）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けていない者であること。
- (4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間のうち、電気事業者が係る電気の供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る電気の調整後排出係数が1キロワット時当たり0.528キログラム以下であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県告示第811号第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成30年2月2日（金）午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年2月2日（金）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年2月22日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年2月21日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成30年2月22日（木）午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(7)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年2月21日(水)(必着)まで1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(7)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨と

する。

- (2) この調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班

電話番号 096-333-2089

ファックス番号 096-384-3792

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 9,993,512 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government

(2) Date and Place for Tender:

Date: February 22, 2018, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Property Management Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: +81-96-333-2089

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第32号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品名

熊本県が所管する施設で使用する電気 その1

(2) 予定数量

3,864,374キロワット時

(3) 調達物品に係る発注・契約担当部局

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 調達物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(5) 調達物品の内容

4(2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気その1仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(6) 調達期間（供給期間）

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

(7) 供給場所

仕様書による。（24施設）

(8) 契約の種類

単価契約

(9) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている

者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札のやりかたは、紙入札による入札と異なる者が失効、承認を提出した者が認められず、入札参加者が電子入札システムによる入札のやりかたは、紙入札による入札と異なる者が失効、アイ登録してある電子入札システムによる入札のやりかたは、紙入札による入札と異なる者が失効、ウ名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(10) 入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札金額は、入札金額に1円未満の端数は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者である相対落札金額とする。入札者には、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を加算した金額をもち、入札金額とす。入札者には、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を加算した金額をもち、入札金額とす。入札者には、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を加算した金額をもち、入札金額とす。

(11) 9年熊本県告示第420号の規定を準用し及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要資格に関する事項
次の(1)から(7)まで定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。おとり競争入札参加資格審査申請を有していない場合は、次のアからエまでの場合で、本入札に加入する期間内に入札参加資格を有するものとする。ア競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成30年1月26日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(4)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

エ 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業者法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。

(3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けていない者であること。

(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット当たり0.528キログラム以下であること。なお、平成29年4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始した電気事業者については、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット当たり0.528キログラム以下であること。

(5) 更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをしないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをしないこと。

(7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 入札参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることを確認するため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成30年2月2日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
1(4) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年2月2日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年2月22日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年2月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成30年2月22日(木)午前10時
(イ) 場所 1(4) の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出するときは、平成30年2月21日(水)(必着)まで1(4) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1) の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1) の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3) イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班

電話番号 096-333-2089

ファックス番号 096-384-3792

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 3,864,374 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government

(2) Date and Place for Tender:

Date: February 22, 2018, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Property Management Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: +81-96-333-2089

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第33号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品名

熊本県が所管する施設で使用する電気 その2

(2) 予定数量

9, 125, 225キロワット時

(3) 調達物品に係る発注・契約担当部局

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 調達物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(5) 調達物品の内容

4(2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気その2仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(6) 調達期間（供給期間）

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

(7) 供給場所

仕様書による。（24施設）

(8) 契約の種類

単価契約

(9) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けたい者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(10) 入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

(11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を内容の受付け期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成30年1月26日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(4)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けていない者であること。
- (4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.528キログラム以下であること。また、平成29年4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者は、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.528キログラム以下であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
公告の日から平成30年2月2日（金）午後5時まで

(4) 提出先
1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年2月2日（金）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年2月22日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年2月21日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成30年2月22日（木）午前10時
- (イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年2月21日（水）（必着）までに1（4）の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書すること。中封筒の表に1（1）の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1（1）の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて（3）イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合は、合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員）の下に（3）イ（イ）の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けるときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨と

する。

- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班

電話番号 096-333-2089

ファックス番号 096-384-3792

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 9,125,225 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government

(2) Date and Place for Tender:

Date: February 22, 2018, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Property Management Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: +81-96-333-2089

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第34号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市日奈久新開町字塘添191番
前田 正秀	八代市日奈久大坪町	八代市水島町字大井手西割57番55ほか10筆
田中 滋啓	天草郡苓北町白木尾	天草郡苓北町志岐字西原907番
田山 義孝	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字古里1257番ほか2筆
田山 義孝	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字沖ノ田7番ほか4筆
平田 光洋	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字大河内3886番1ほか4筆

2 認可年月日

平成30年1月5日

熊本県公告第35号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
岩本 賢治	宇土市笹原町	宇土市笹原町字上ノ割774番ほか16筆
竹下 大史	宇土市野鶴町	宇土市神合町字宮下175番

2 認可年月日

平成30年1月5日

熊本県公告第36号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年1月12日から同月25日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
灰塚農事組合法人	菊池郡大津町灰塚	菊池郡大津町大字室字猫尾438番ほか99筆
濱崎 健	葦北郡芦北町田浦	水俣市袋字桧木迫2573番123ほか6筆
嶋本 繁樹	葦北郡芦北町田浦	水俣市袋字鳥越2501番209
平松 辰弘	水俣市幸町	水俣市袋字鳥越2501番209
天野 浩	水俣市石坂川	水俣市石坂川字前平326番75ほか7筆
株式会社山並ファーム	天草市倉岳町浦	天草市倉岳町浦字永田1307番
大新牧場森岡畜産合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字丸山ノ前251番3
農事組合法人美農里かわうら	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字上新田1792番5

2 申請年月日

平成29年12月26日

熊本県公告第37号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
機能性断熱塗料評価システムの賃貸借
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課新産業振興班（熊本県庁行政棟本館7階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 借入物品の内容

機能性断熱塗料評価システム 一式

詳細は、機能性断熱塗料評価システム仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- (5) 借入期間 平成30年3月16日（金）から平成32年3月31日（火）まで
- (6) 納入期限 平成30年3月15日（木）まで

- (7) 納入場所 熊本県産業技術センター本館及び材料加工棟
熊本市東区東町三丁目11番38号

- (8) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用し、紙入札による入札も受け付ける。ただし、電子入札システムを利用し、かつ、4(3)アの電子入札移行承認願を提出し、熊本県側の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。認められる者が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
アイ登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ、名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (9) 入札金額
入札金額は、借料1月当たりの借入金とする。見積りに当たっては、25月賃借料率で計算する。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

- (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

- (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、有資格者として営業種目「リース・レンタル」に登録された者であることを有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格を審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から平成30年1月24日（水）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1(3)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- (5) あらかじめ納入予定機種種の仕様書を下記の担当者に提出し、仕様適合証明書の交付を受けること。なお、仕様適合証明願書は次のアからエまでのおり受け付ける。

ア 仕様適合証明願書受付期間
公告の日から平成30年2月7日（水）午後5時まで

イ 仕様適合証明願書提出先
熊本県産業技術センター

ウ 提出書類
研究主幹兼材料・地域資源室長 永岡 昭二

- (ア) 仕様適合証明願書
- (イ) 納入予定機種の仕様書

エ 提出の方法

イの提出先へ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)による仕様適合証明書の写し

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを

超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成30年2月9日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年2月9日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年2月22日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年2月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成30年2月22日(木)午後2時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年2月21日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒

は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったこと

が判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月あたりの賃借料）に借入月数（25月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課新産業振興班
電話番号 096-333-2321

ファックス番号 096-384-5385

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

A complete set of Functional insulation coating materials evaluation system

(2) Date and Place for tender

Date:February 22nd 2018 2:00 p.m.

Place:Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Industrial Support Division, New Industry Promotion Bureau, Department of
Commerce, Industry, Tourism and Labour
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone:096-333-2321

- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本県収用委員会公告第23号

公 示 送 達

熊本県上益城郡山都町北中島字前田912番2の土地所有者

上木楠太(持分13分の1)

居所、その他送達すべき場所不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当委員会事務局(熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成29年12月27日付け熊収第217号の3の書類(熊収29第11号、第12号案件(北中島Ⅱ案件)の裁決書)

(注意)上記書類を受領しないときは、平成30年1月16日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成30年1月12日

熊本県収用委員会会長 斉 藤 修

熊本県収用委員会公告第24号

公 示 送 達

熊本県上益城郡山都町杉木字下多良原134番7、134番8、134番9、134番10、134番11、134番12及び134番13の土地に関する以下の者

(1) 土地登記名義人 (亡)山下米次(持分34分の1)の相続人 上甫木京子

居所、その他送達すべき場所不明

(2) 土地登記名義人 福田ツネ(持分34分の1)

居所、その他送達すべき場所不明

(3) 土地登記名義人 (亡)古閑岩太郎(持分34分の1)の相続人 田島静雄

居所、その他送達すべき場所不明

ただし、職権消除前の住所 熊本県下益城郡砥用町大字永富1316番地

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当委員会事務局(熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成29年12月27日付け熊収第218号の2の書類(熊収29第1号、第2号案件(杉木Ⅰ案件)、熊収29第3号、第4号案件(杉木Ⅱ案件)及び熊収29第5号、第6号案件(杉木Ⅲ案件)に係る裁決書)

(注意)上記書類を受領しないときは、平成30年1月16日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成30年1月12日

熊本県収用委員会会長 斉 藤 修

熊本県献血推進協議会公告第1号

平成29年度熊本県献血推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成30年1月12日

熊本県献血推進協議会

会長 蒲島 郁夫

- 1 開催日時
平成30年2月7日（水曜日）
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本市東区長嶺南2丁目1番1号
熊本県赤十字血液センター 3階大ホール
- 3 議事
 - (1) 報告事項
 - ア 平成29年度献血実績について
 - イ 血液事業の現状について
 - ウ 血液製剤の供給状況について
 - (2) 協議事項
 - ア 平成30年度献血推進計画（案）について
 - (3) 質疑
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県献血推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課薬事班）
（電話096-333-2242（ダイヤルイン））